(仮称) 釧路市男女平等参画推進条例 制定に向けての提言

平成22年7月

(仮称) 釧路市男女平等参画推進条例検討委員会

はじめに

この度、釧路市が「(仮称)釧路市男女平等参画推進条例」(平成23年度施行予定)を制定するに当たり、私たち10名が条例検討委員会委員に委嘱されました。本「(仮称)釧路市男女平等参画推進条例制定に向けての提言」は、条例に盛り込むべき内容と基本指針を提言するものです。

平成 11 年には、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、平成 13 年には「北海道男女平等参画推進条例」が制定されました。釧路市においても、平成 9 年に「くしろ男女共同参画プラン」が策定され、女性行政の指針としてプランの推進が図られてきました。さらに、国および北海道の施策や釧路市の実態をふまえ、「くしろ男女共同参画プラン」の一部改正を行い、平成 19 年に新プランとして「くしろ男女平等参画プラン」が策定され、積極的な取り組みが進められてきました。

一方、男女平等参画の取り組みが進められながらも、一般的な現状を考えると、男女平等参画の意識や女性の社会参画はまだまだ十分とはいえず、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、固定的な性別役割分担意識・慣行などの問題も存在しています。

家庭の中での男女平等や、社会における女性の進出は、女性の能力を地域・社会に活かして、地域の経済活動・社会活動・文化活動を活性化させます。また子育てや家庭生活において、男女が共同した取り組みを進めることは、安定した子育で・教育環境を高め、それにより乳幼児・青少年の発達を促進し、未来の地域・社会の担い手を創り出していきます。高齢化社会に対しても、男女の共同参画は、高齢化社会を支える重要な基盤となります。これらの可能性を見据えると、未来の地域・社会の発展を創出するためにも男女平等参画の推進が必要であると考えられています。

本提言は、これまでのプランの理念と推進事業の到達点を基盤にして、今後発展させるべき課題を展望して取りまとめたものであり、条例検討委員会としては、プランの成果と到達点をさらに発展させるためにも、「(仮称) 釧路市男女平等参画推進条例」の制定とそれに関わる施策が推進されることを期待しています。

併せて、その結果、市民一人ひとりが個人として尊重され、性別にかかわりなく個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生きることができるまちになることを期待しています。

そして、男女共同参画社会の実現の端緒に過ぎないとは存じますが、さらに住みよい釧路のまちづくりと市民生活の向上に連動していくことを強く願い、ここに「(仮称)釧路市男女平等参画推進条例制定に向けての提言」を上申いたします。

平成 22 年 (2010 年) 7月7日

(仮称)釧路市男女平等参画推進条例検討委員会 委員長 玉 井 康 之

目 次

Ι	釧路市におり	けるこ	れまっ	での耶	ひ組	lみ	•	• • •	• •	• •	• •	•	•	•	•	•	3
П	条例の名称	•	• • •			• •	• •	• • •	• •			•	•	•	•	•	5
Ш	「釧路市男」	女平等	参画ź	推進条	例」	に盛	り込む	かべき	《内容	Š		•	•	•	•	•	5
IV	(12 - 1 - 7 - 1	・・ 釧路市 釧路市							• • •	· · · 審議 委員	.,,	_	•	•	•	•]	14

I 釧路市におけるこれまでの取り組み

昭和21年(1946年)に公布された日本国憲法で「人権の尊重」と「男女平等」がうたわれたことで、女性の地位向上に向けた考えは大きく変化しました。国際社会においても、女性に関する問題意識が高まり、国際婦人年世界会議が10年ごとに開催されるようになりました。

昭和55年(1979年)国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択(日本は昭和60年に批准)され、条約を指針とした国内行動計画や法律の整備が進められました。

昭和62年(1987年)には、「西暦2000年にむけての新国内行動計画」が策定され、「男女共同参画社会の形成」を目指すことになりました。同年、北海道では、「北海道女性自立プラン」が策定され、北海道における行動計画が示されました。

これら国際社会、国、北海道の動きに連動し、釧路市における男女共同参画推進の施策が進められてきました。その主な経過は以下の通りです。また、国および北海道における男女共同参画に関わる主な施策を合わせて表記しました。

・平成3年(1991年)釧路市総合計画の中で「(仮称)釧路女性自立プラン」の必要性を明文化

[平成4年(1992年)国: 育児休業法施行]

・平成7年(1995年)釧路市社会教育推進計画および翌年の釧路市生涯学習推進計の中で「くしろプラン」策定の推進がうたわれる。

[国: ILO156 号条約批准]

- ・平成8年(1996年)「釧路市女性行政関係連絡会議」設置 「くしろ女性プラン懇話会」発足 「釧路市に男女共同参画プランを提言する会」より提言
- ・平成9年(1997年)「くしろ男女共同参画プラン(1997~2006年)」策定
- ・平成 10 年(1998 年)「くしろ男女共同参画プラン推進懇話会」発足 〔平成 11 年(1999 年)国:男女共同参画社会基本法施行、育児・介護休業法施行、 改正男女雇用機会均等法施行〕
- ・平成12年(2000年)「男女平等に関する市民意識・実態調査」実施 [国:男女共同参画基本計画策定、ストーカー規制法施行]
- ・平成 13 年(2001年) 「男女共同参画に関する企業の意識調査」実施 〔国:配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律(DV法)施行、育児・

[道:北海道男女平等参画条例施行]

介護休業法の一部改正]

・平成 14年(2002年)「くしろ男女共同参画プラン(1997~2006年)」見直し

〔道:北海道男女平等参画基本計画策定〕

- ・平成17年(2005年)「第2回 市民意識・実態調査」実施 [国:第2次男女共同参画基本計画策定]
- ・平成 18 年(2006 年)阿寒・音別地区「市民意識・実態調査」実施 「釧路市男女共同参画推進庁内連絡会議」設置
- ・平成19年(2007年)「くしろ男女平等参画プラン(2008~2018年)」策定 [国:改正男女雇用機会均等法施行]
- ・平成20年(2008年)「第2回 企業意識調査」実施

現在使用されている平成 19 年のプラン策定においては、くしろ男女共同参画プラン推進懇話会よりの提言を基に、釧路市の総合計画・社会教育推進計画等、関連計画との調整や庁内連絡会議での討議が行われました。市民より寄せられた意見(パブリックコメント)も反映されています。

また、平成17年(2005年)に策定された、国の「第2次男女共同参画基本計画」には、男女共同参画社会として目指すべき社会の将来像として「職場における性差別が解消され、仕事と家庭の両立支援が進み、女性にも男性にも働きやすい職場環境が確保される」「家庭においても男女共同参画が進み、男女ともこどもと関わる喜びを体験できる」「職場中心の生き方だけでなく地域や家庭生活でも様々な生き方を選択することが可能になる」等がうたわれています。これらは釧路市においても目指すべき社会の将来像ととらえ、現行プランの基本目標が設定されています。

現行プランの名称変更については、十分な議論を尽くし、「男女共同参画社会は、 男女の平等が前提となっているが、性別役割分担意識が様々な分野で根強く残ってい る現状をふまえ、真の共同参画社会をめざし、また、道条例に準じ『平等』を明示す る」こととなりました。

このような取り組みを受けて、平成 21 年 (2009 年) 7月に「(仮称) 男女平等参画 推進条例検討委員会」を立ち上げ、条例の名称や盛り込むべき内容等について審議を 重ねてきました。

これまでの審議内容を提言書としてまとめることとなり、現在に至っています。

Ⅱ 条例の名称

「釧路市男女平等参画推進条例」

(考え方) 条例の名称については、条例の目的や理念をわかりやすく示したものと する必要があります。広く市民の理解と共感が得られ、意識の浸透を目指 すのにふさわしいと考えました。

Ⅲ 条例に盛り込むべき事項

[前文]

すべての人が個人として尊重され、性別にかかわりなく個性と能力を十分に発揮し自分らしく生きることができる地域社会の実現は、私たち市民の共通の願いである。

我が国においては、個人の尊重と法の下の平等を定める日本国憲法の下で、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが、国際社会と連動しながら、法制度を整備することにより進められてきた。

私たちのまち、釧路市においても、男女平等参画に関する基本計画である「くしろ男女平等参画プラン」を策定し、男女平等参画社会の実現に向けた様々な施策を実行してきた。

しかしながら、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、及び職場、家庭、地域などにおける性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく慣習や慣行が依然として存在しており、男女平等の実現には、なお一層の努力が必要な状況である。

少子高齢化の進展や家族形態の多様化など、私たちを取り巻く社会環境が急速に変化している中で、社会のあらゆる分野において男女の人権が尊重され、平等な関係で互いに協力し合い、それぞれが責任を果たし、その成果を分かち合うことができる男女平等参画社会を実現しなければならない。

このような認識の下、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女平等参画社会を実現するため、この条例を制定する。

(考え方) 前文には釧路市の地域特性、釧路らしさを踏まえつつ、条例制定の背景や趣旨、意義などについてわかりやすく説明し、男女平等参画を推進していく上での市、市民、事業者等及び教育関係者の決意を示していくことが必要と考えました。

[総則]

1 目的

この条例は、市における男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者等及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等参画社会の実現を図ることを目的とする。

(考え方) 釧路市における男女平等参画の推進についての基本的な考え方を示し、 条例の目的を明らかにしています。

2 定義

この条例で使われる用語は、次のように定義します。

(1) 男女平等参画

男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として社会的、文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置

社会のあらゆる分野における性別間の格差を改善するため、必要な範囲内において、社会的に不利な状況にある性に対し、格差の改善の機会を積極的に提供することをいう。

(3) ドメスティック・バイオレンス

夫婦間、恋愛関係その他の親密な関係にある又はあった男女間における身体的、経済的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(4) セクシュアル・ハラスメント

他の者に対し、その意に反する性的な言動により不快感を与え、その言動を受けた者の生活環境を害すること又はその性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(5) 事業者等

市内において、公的機関若しくは民間又は営利若しくは非営利を問わず事業を行なう者がびに市内における自治会等の地域の自治組織及び市民活動団体をいう。

(6) 教育関係者

市内において、学校教育、社会教育、家庭教育及び地域教育に関わる全ての者をいう。

(考え方) 条例に用いる用語については、その定義を、市民にわかりやすく示していく必要があります。骨子案で使用されている用語の中で、特に明らかにしておく必要があることについて、また、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントについては、DV防止法や男女雇用機会均等法の規定を超えた幅広い"暴力"を対象とし、その概念(意味)を明確にしました。

3 基本理念

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別をなくし、男女が個人として 能力を発揮する機会を確保すること

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担にとらわれず、男女が様々な活動を選択できるよう、社会における制度や慣行のあり方を、男女の活動の選択に対して出来る限り中立なものとするように配慮すること。

(3) 政策等の立案及び決定への平等参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、様々な方針の立案・決定に参画できる機会を確保すること。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が相互の協力と社会の支援の下に、子育てや介護などの家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思によって仕事や学習、地域活動などができるようにすること。

(5) 性と生殖に関する健康と権利

男女が互いの性について理解を深め、基本的に、妊娠又は出産に関する事項に関し双方の意思が尊重され、生涯にわたり、ともに健康な生活を営むことができるようにすること。

(6) 国際的協調

男女平等参画の推進は、国際社会の取り組みと密接な関係を有していることから国際的な連携の下に行っていく必要があること。

(7) あらゆる暴力の根絶

男女が自らの性を大切にしながらお互いの人格を尊重しあうことができるように、あらゆる形態の暴力を根絶すること。

(8) 就業の場における男女の平等の推進

働く男女が性別による不利益な取り扱いを受けることなく、安心して働き生活できるようにすること。

(考え方) 男女共同参画社会基本法及び北海道男女平等参画推進条例を踏まえ、また、くしろ男女平等参画プランの理念を尊重し、条例の基本的な考え、基本姿勢を表し、基本理念に含まないものについては、目的や基本的施策に盛り込むこととしました。

4 市の責務

- (1) 市は、基本理念に基づき、男女平等参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む)を総合的、計画的に実施するとともに、その他の施策についても男女平等参画の視点に立って実施しなければならない。
- (2) 市は、男女平等参画の推進に当たり、市民、事業者等、教育関係者、国及び他の地方公共団体との連携および協力を図らなければならない。

5 市民の責務

- (1) 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に 基づき、男女平等参画を推進するよう努めなければならない。
- (2) 市民は、市が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

6 事業者等の青務

- (1) 事業者等は、基本理念に基づき、その事業活動において、男女平等参画を積極的に 推進するとともに、当該事業における活動と家庭生活を含むその他の活動等を両立し て行なうことができる事業環境を整備するよう努めなければならない。
- (2) 事業者等は、市が実施する男女平等参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(考え方) ワーク・ライフ・バランスの考え方を盛り込むこととしました。

7 教育関係者の責務

- (1) 教育関係者は、教育活動において、男女平等参画社会についての理解を促し、伝えていくよう努めなければならない。
 - (考え方) 男女平等参画の推進には、社会のあらゆる分野における市民の主体的な 取り組みが不可欠であると考え、市・市民・事業者等・教育関係者に対し て、その人たちのするべきことを盛り込むこととしました。

8 性別による権利侵害の禁止

- (1) 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為をしてはならない。
 - ●性別を理由とする差別的な取り扱い
 - ●ドメスティック・バイオレンス
 - ●セクシュアル・ハラスメント
 - ●その他、性別に起因すると認められる暴力行為
- (考え方) ドメスティック・バイオレンス (DV)・セクシュアル・ハラスメント の被害者は圧倒的に女性が多く、その被害は表面化しにくく、社会の理解 も十分とはいえないことなどから、個人の問題として捉えられてしまうこともあります。

国の男女共同参画基本計画にも規定されているように、これらの暴力は 多くの人の人権に関わる社会的な問題であるとともに、男女の固定的な役 割分担、経済力の格差、上下関係など、我が国の男女が置かれている状況 等に根ざした構造的な問題として把握し、対処して行くべきと考えます。

9 情報を公表する際の留意

- (1) 何人も、公衆に表示する情報において、差別的取り扱い又は暴力等を助長し、又は連想させる表現その他の男女平等参画の推進を阻害するような表現を行なわないよう努めなければならない。
 - (考え方) 憲法で表現の自由が保障されていますが、公衆に対して表示される情報は、与える影響が大きいことから、男女平等参画を阻害するおそれのある表現について配慮することが重要と考えます。

[男女平等参画を推進するための基本的施策]

- 10 基本計画の策定及び見直し
- (1) 市長は、男女平等参画を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。
- (2) 市長は、基本計画を策定するときは、あらかじめ釧路市男女平等参画審議会の意見を聴かなければならない。
- (3) 市長は、基本計画を策定するときは、市民、事業者等及び教育関係者の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。
- (4) 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- (5) 市長は、策定した基本計画を定期的に見直し又は必要に応じて変更することができる。
- (6)(2)、(3)及び(4)の規定は(5)に規定する基本計画の見直し又は変更について準用する。

11 調査及び研究

(1) 市は、男女平等参画の推進に関する施策の策定又は実施に必要な調査及び研究 を行なうものとする。

12 教育と学習

(1) 市は、市民、事業者等及び教育関係者の男女平等参画の推進についての理解を促進するため、家庭教育、学校教育、社会教育等のあらゆる教育の分野において必要な措置を講ずるものとする。

13 報告及び公表

(1) 市長は、毎年、男女平等参画の推進に関する施策の実施状況について、市民に報告し、及びこれを公表するものとする。

14 広報及び啓発

(1) 市は、男女平等参画の基本理念に対する理解が深まるよう、社会のあらゆる分野に おいて広報、啓発活動その他適切な措置を講ずるものとする。

15 推進体制の整備

(1) 市は、男女平等参画の推進に関する施策を総合的に調整し、計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

16 財政上の措置

(1) 市は、男女平等参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

17 市民、事業者等及び教育関係者に対する支援

(1) 市は、男女平等参画の推進に積極的に取り組む市民、事業者等及び教育関係者の活動に対し、これを支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

18 雇用の分野

- (1) 市は、市及び市が出資する団体における人事管理及び組織運営において、基本理 念に基づき男女が性別にとらわれることなく、それぞれの能力を発揮することができる よう必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 市は、必要があると認めるときは、事業者等に対し男女平等参画のための調査等について、協力を求めることができる。

19 各種審議会等の人員

(1) 市長は、審議会や委員会の委員は男性と女性の数がどちらも総数の4割未満にならないよう努めるものとする。

20 苦情及び相談の申し出

- (1) 市民は、男女平等参画に関する市の施策についての苦情や意見又は男女平等参画 の推進を阻害すると認められるものがあるときは、その旨を市長に申し出ることができ る。
- (2) 市長は、(1)の規定による事務を行なわせるため、男女平等参画相談員を設置することができる。
- (3) (2)の規定による男女平等参画相談員は、(1)の規定による申し出があったときは、関係機関と連携し適切な措置を講ずるものとする。

- (4) 市長は、(1)の規定による申し出があったときは、必要に応じて釧路市男女平等参画審議会の意見を聴くことができる。
- (考え方) 男女平等参画に関する相談・苦情は多岐にわたっていることから、的確に把握・整理したうえで、関係機関と連携を図ることが必要です。

市の施策であって、男女平等参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関する相談・苦情については、男女平等参画相談員が市の関係各課と連携し、解決を図ることが必要です。

雇用に関することや、DV・家庭・児童等に関する相談・苦情については、男女平等参画相談員が、従前より設置してある市の相談窓口と充分に連携協力し、支援を進めると共に、現行の相談支援制度の中で、より効果的な問題解決機能を有するそれぞれの関係機関と連携を図りながら、権限ある機関に引き継ぐなどして問題解消に当たることが必要です。

また、男女平等参画相談員は、専門的な知識を有した者が就くことが望ましく、さらに研修等の実施により相談員としての資質向上に努めることが重要と考えます。

なお、市においては、将来的には、総合的な相談支援体制をつくること が必要と考えます。

[釧路市男女平等参画審議会]

- 21 審議会の設置
- (1) 市長は、その附属機関として釧路市男女平等参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- (2) 審議会は、次に掲げる事務を行なう。
- ①市長の諮問により、又は必要に応じて男女平等参画の推進に関する事項について調査 審議し、市長に意見を述べることができる。
- ②毎年、男女平等参画の推進に関する施策の実施状況について審議し、及び意見を述べること。
- ③20 に規定する男女平等参画相談員が対応した事例の中から、市の施策の改善が必要な事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。
- (3) 審議会は、15名以内の委員をもって組織する。この場合において、男女のいずれか 一方の委員の数は、委員の総数の4割未満であってはならない。
- (4) 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- ①学識経験を有する者
- ②公募に応じた者

③その他市長が必要と認めた者

- (5) 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、 前任者の任期の残任期間とする。
- (6) 委員は、再任されることができる。
- (7) 市長は、特別の事由があると認めるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。
- (8) (1)から(7)に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
 - (考え方) 男女平等参画を推進するためには、審議会を条例に基づく附属機関として位置づけ、その権限を明確に規定していくことが重要であると考え、市の附属機関としての審議会の設置とその役割を定めました。

また、市の施策であって、男女平等参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関する市民からの苦情、提案等については、実際に施策の改善に反映されるような仕組み作りが必要です。

審議会は、男女平等参画に関する調査や検討、施策の取り組み状況について審議を行い、意見を述べますが、市の施策の推進について、第三者的なけん制機関の役割を果たすことを期待します。

[(規則等への)委任]

22 (規則等への)委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(考え方) 条例に定めるもののほか、必要な事項の委任規定について定める項目が 必要であると考えました

IV 参考資料

- 1 (仮称) 釧路市男女平等参画推進条例検討委員会 審議経過
 - ○平成 21 年 7 月 30 日(木) (仮称) 釧路市男女平等参画推進条例検討委員会 各委員への委嘱

第1回検討委員会(教育委員会室)

- ○平成21年8月27日(木) 第2回検討委員会(釧路市生涯学習センター)
- ○平成 21 年 10 月 29 日(木) 第3回検討委員会(釧路市生涯学習センター)
- ○平成 21 年 11 月 26 日(木) 第4回検討委員会(釧路市生涯学習センター)
- ○平成 22 年 1 月 21 日(木) 第5回検討委員会(釧路市生涯学習センター)
- ○平成 22 年 2 月 16 日(火) 第6回検討委員会(釧路市生涯学習センター)
- ○平成 22 年 5 月 27 日(木) 第7回検討委員会(釧路市役所第3委員会室)
- ○平成22年6月17日(木) 第8回検討委員会(釧路市役所第3委員会室)
- 2 (仮称) 釧路市男女平等参画推進条例検討委員会 委員名簿

氏 名	所 属 団 体 等
玉 井 康 之	北海道教育大学釧路校
岩 澤 哲	釧路公立大学
佐藤禎一	釧路信用金庫
池 田 雄	株式会社 三ッ輪商會
畑 中 悦 子	くしろ男女平等参画プラン推進懇話会
高 橋 ひろみ	くしろ男女平等参画プラン推進懇話会
森 崎 三記子	くしろ男女平等参画プラン推進懇話会
小 川 宣 子	くしろ男女平等参画プラン推進懇話会
遊佐則子	公募
渡 辺 登志子	公募

【順不同/敬称略】